

平成28年度

赤穂市都市計画審議会
(第3回)

都市計画道路新田坂越線ほか2路線の
変更について

平成28年10月

赤穂市建設経済部都市整備課

長期未着手都市計画道路網の見直しについて

都市計画決定後、長期に渡り事業が行われていない都市計画道路は、全国的に建築規制の長期化などの問題が顕在化してきており、赤穂市においても同様の状況となっています。

今後の社会情勢は人口減少や自動車交通量の減少に向かっていくことや、依然厳しい財政状況を踏まえると、これまでも増して選択と集中により、効率的に事業を進めていくことが必要になっています。

このような中、赤穂市ではこれらの道路の必要性に変化が生じていないか検証し、適宜見直していくことが必要であると考え、平成24年度より「都市計画道路網見直しガイドライン」（平成23年3月兵庫県作成）に基づき、兵庫県とともに検証を行ってきました。なお、この見直しは、全国的に行われているものです。



見直し対象となる都市計画道路

赤穂市における都市計画道路【幹線街路】の整備状況は下記のとおりとなっており、このうち事業化の目処がない都市計画道路について、見直しを行いました。

都市計画道路【幹線街路】
約51.0km

検証対象



【必要性の検証】

検証区間ごとに都市計画道路に求められている機能の有無や代替性の有無を含めて検証し、「**存続**」または「**廃止(幅員変更)**」の方針を決定。

<機能評価の項目>

客観的な機能

- ①交通機能 : 交通処理・自転車歩行者ネットワーク・通学路 (学校指定)
- ②都市環境機能 : 駅周辺交通環境改善・景観向上
- ③防災機能 : 延焼遮断・避難路・緊急車両走行性向上
- ④收容空間機能 : バス路線
- ⑤市街地形成 : 面的整備計画の有無

存続

廃止(幅員変更)

見直し検証結果

※平成28年3月廃止

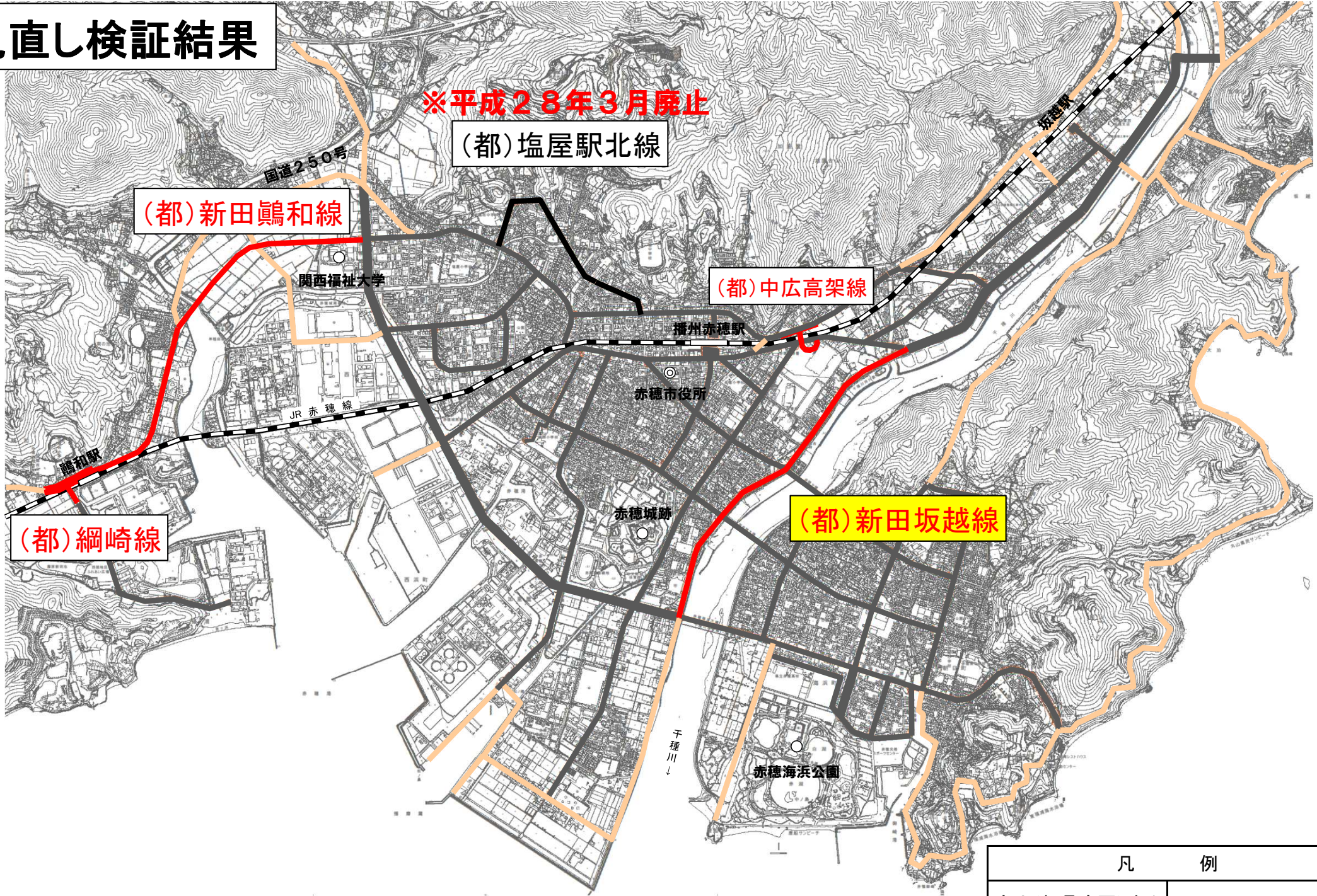
(都)塩屋駅北線

(都)新田鷗和線

(都)中広高架線

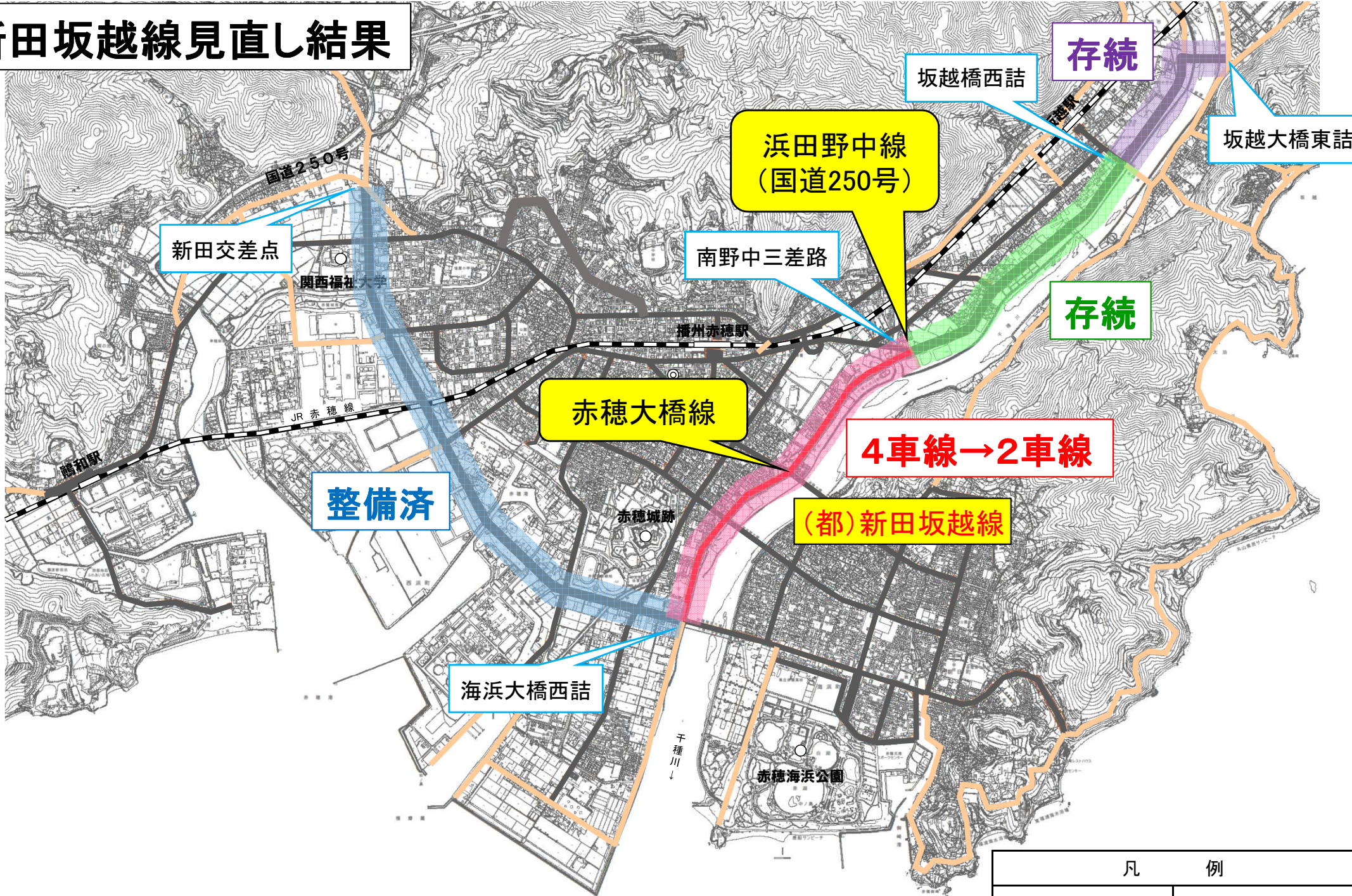
(都)綱崎線

(都)新田坂越線



凡	例
廃止(幅員変更)することが望ましい区間	

新田坂越線見直し結果



浜田野中線
(国道250号)

南野中三差路

赤穂大橋線

4車線→2車線

(都)新田坂越線

存続

存続

整備済

凡 例	
廃止(幅員変更)することが望ましい区間	

都市計画道路新田坂越線の変更について (赤穂市決定)

新田坂越線位置図



新田坂越線現況写真その1

① 浜市地区



② 野中地区



新田坂越線現況写真その1

③中広地区

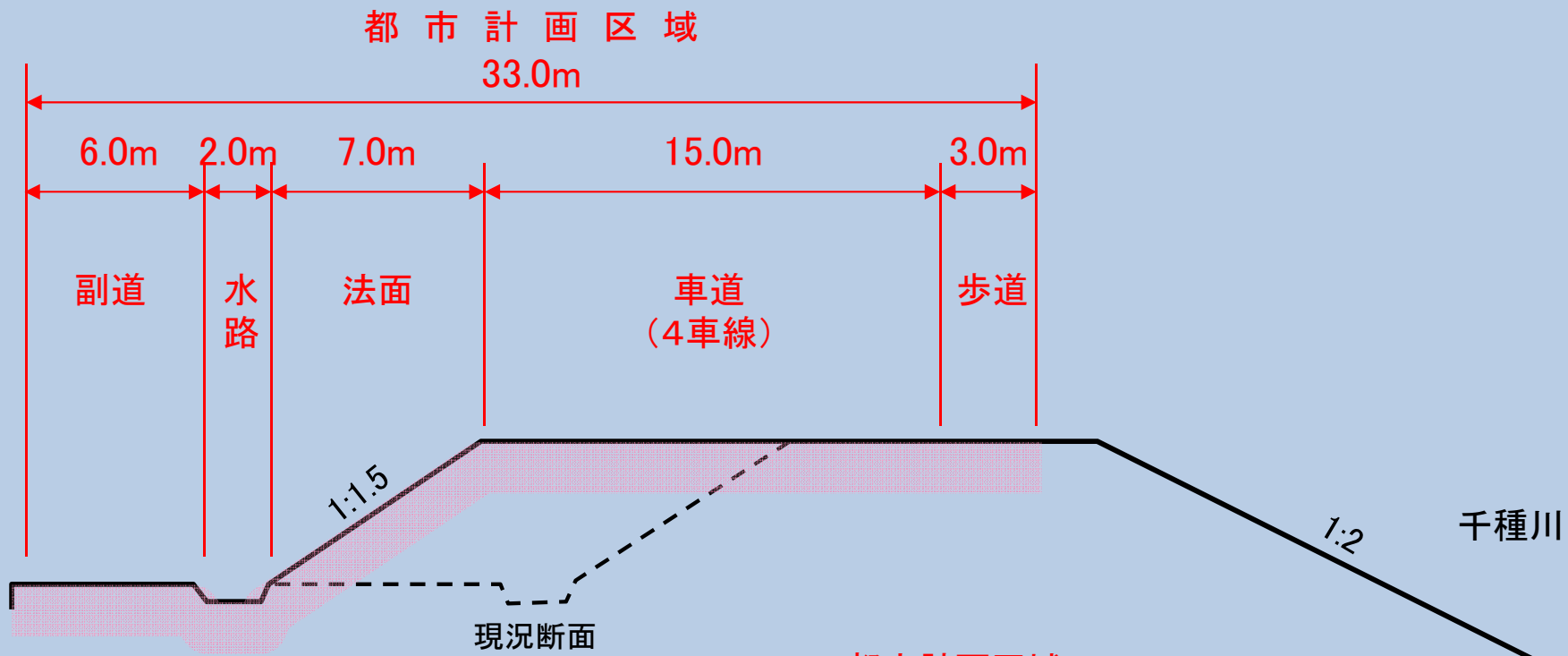


④西浜町地区

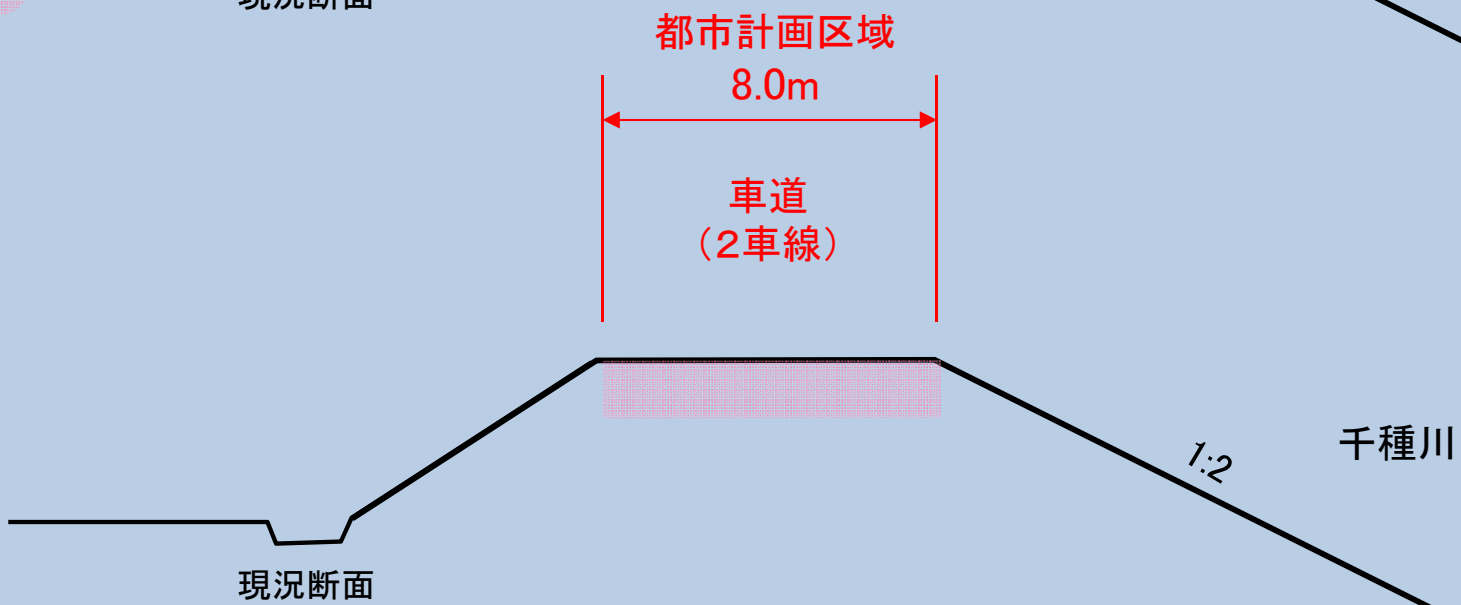


新田坂越線標準横断面図

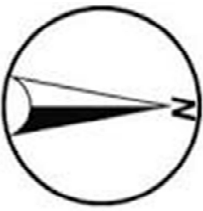
変更前



変更後



新田坂越線変更区域(その1)



廃止する区域
(4車線→2車線)

浜田野中線
(国道250号)

←加里屋川

南野中三差路

←千種川

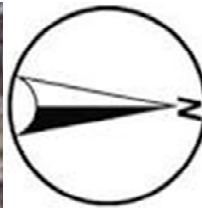
赤穂大橋

赤穂大橋線

尾崎八幡宮



新田坂越線変更区域(その2)



○ 赤穂城跡

廃止する区域
(4車線→2車線)

赤穂市民病院



海浜大橋西詰

千種川

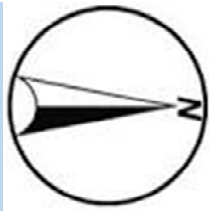
新赤穂大橋

赤穂大橋線

赤穂大橋

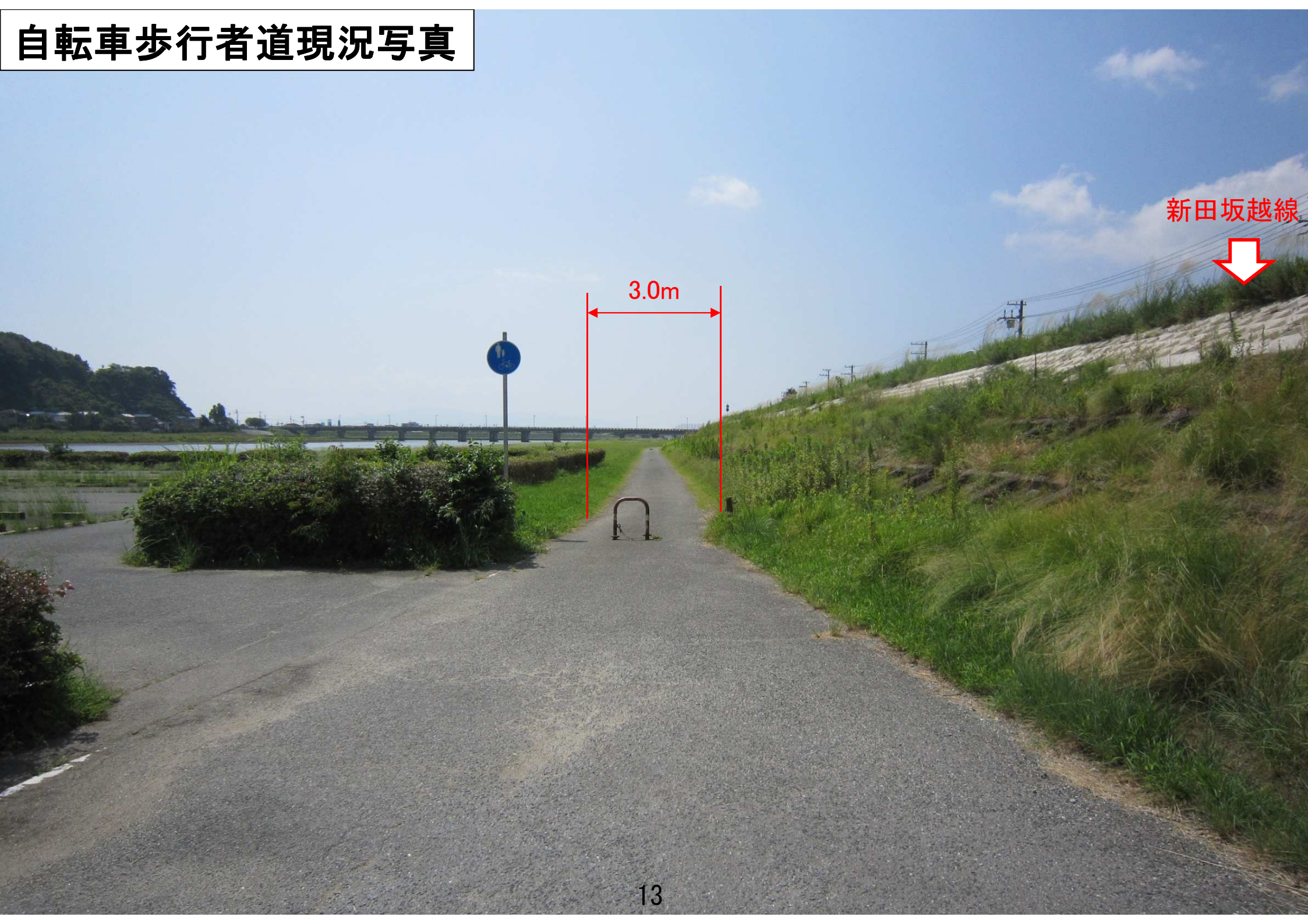
海浜大橋

歩道・自転車歩行者道等整備状況



凡例	
市道・県道等	歩道
河川敷への連絡箇所	自転車歩行者道(河川敷)

自転車歩行者道現況写真

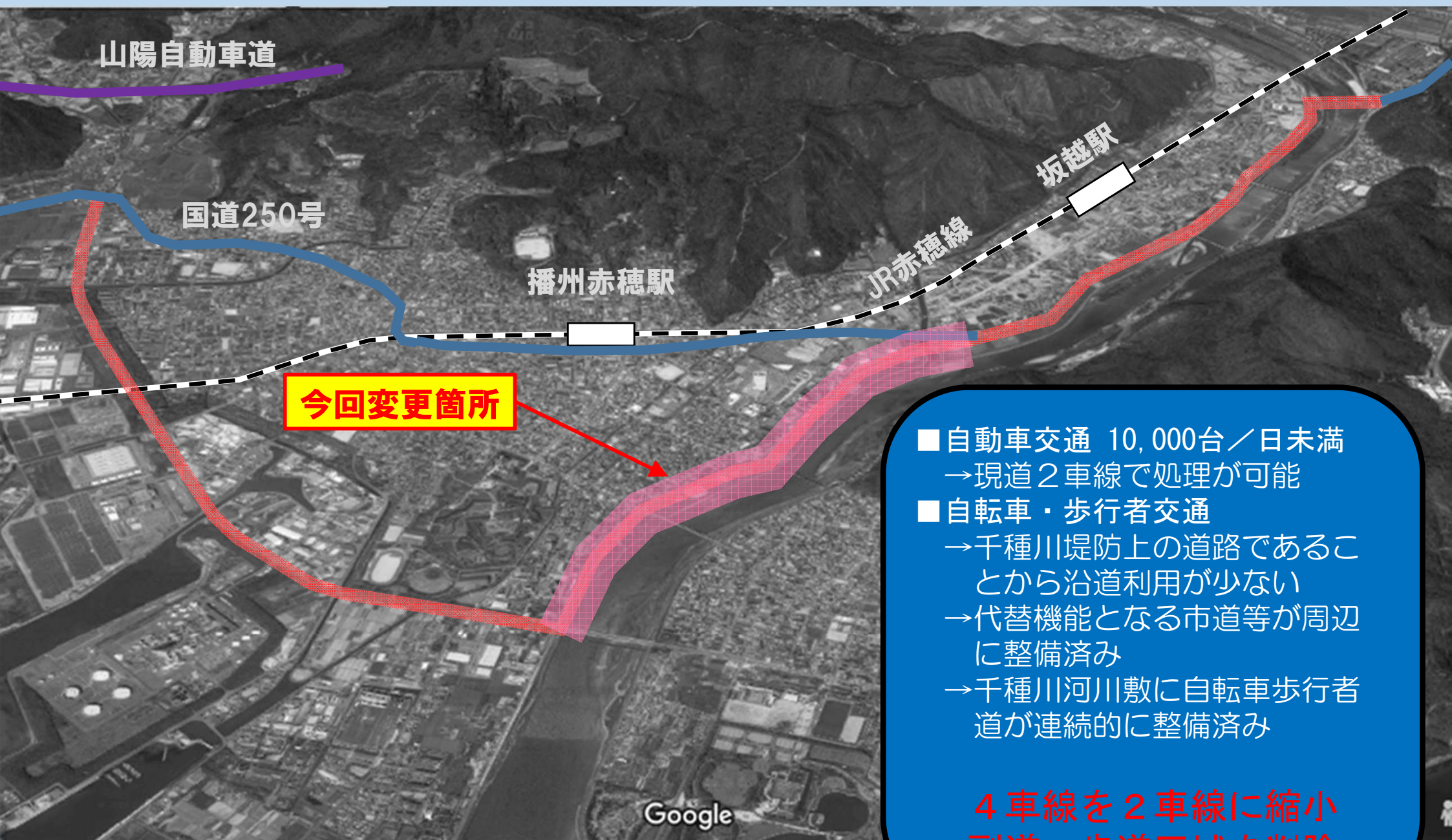


新田坂越線



3.0m

新田坂越線の都市計画変更について



今回変更箇所

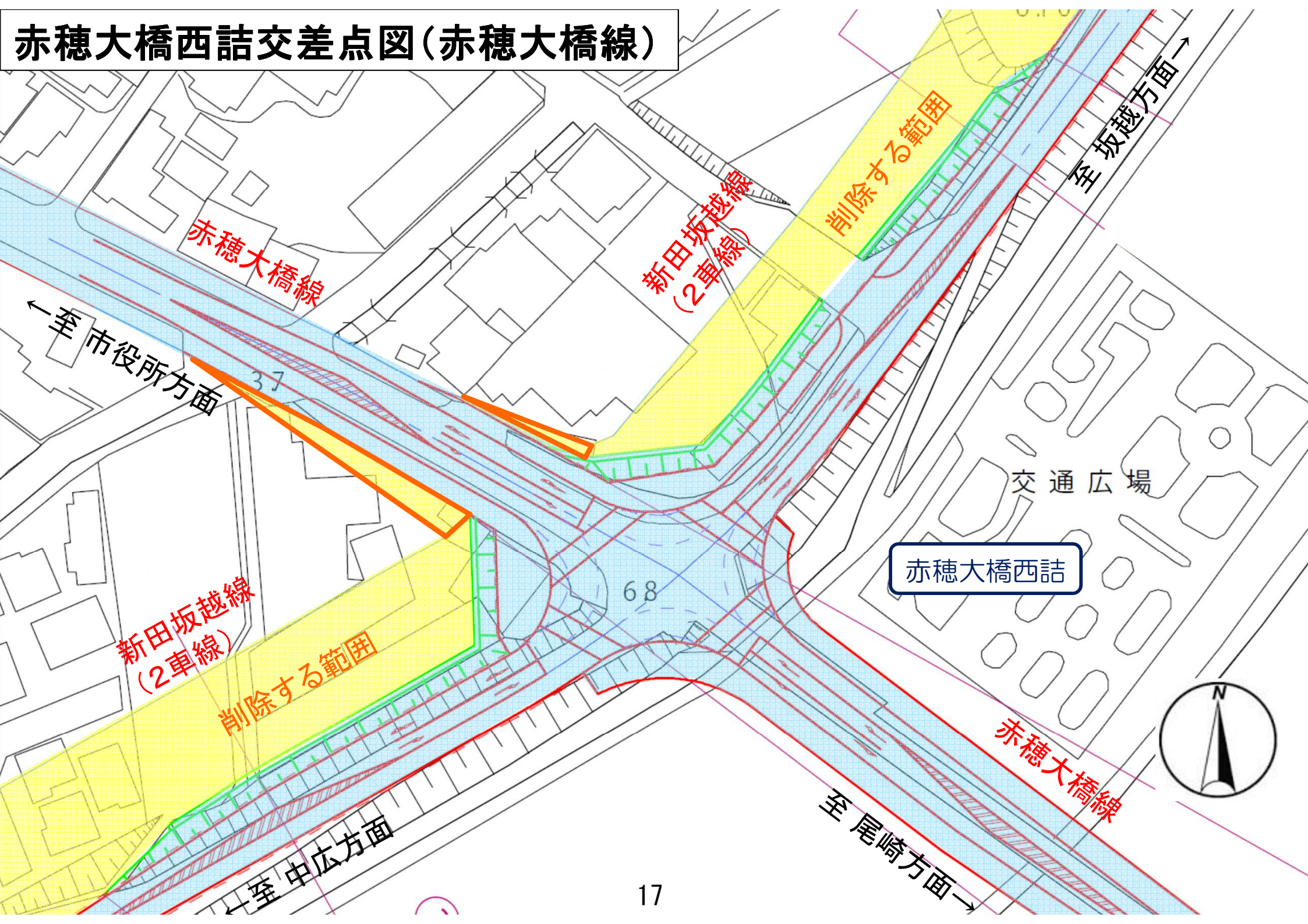
- 自動車交通 10,000台/日未満
→現道2車線で処理が可能
 - 自転車・歩行者交通
→千種川堤防上の道路であることから沿道利用が少ない
→代替機能となる市道等が周辺に整備済み
→千種川河川敷に自転車歩行者道が連続的に整備済み
- 4車線を2車線に縮小
副道・歩道区域を削除

**都市計画道路赤穂大橋線・浜田野中線の
変更について
(赤穂市決定)**

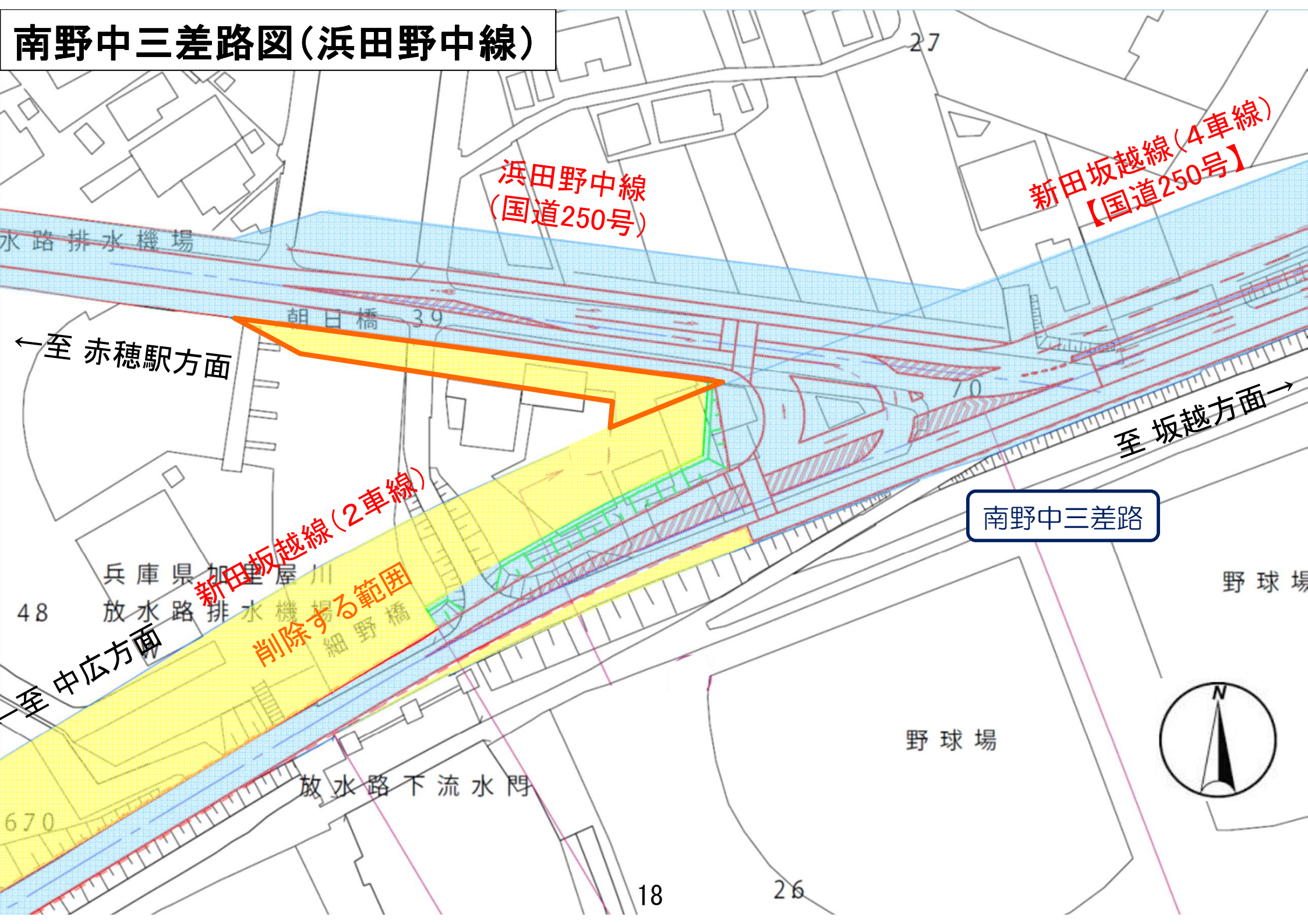
赤穂大橋線・浜田野中線都市計画変更箇所図



赤穂大橋西詰交差点図(赤穂大橋線)



南野中三差路図(浜田野中線)



今後の都市計画変更手続きスケジュール

- ①市全体を対象とした説明会の開催（11月）
（広報・HPにて周知）
- ②関係機関（県都市計画課）との本協議
- ③都市計画変更案の縦覧（12月）
- ④赤穂市都市計画審議会への諮問（1月）
（網崎線・新田鷗和線・新田坂越線）